

# 予 算 ・ 決 算 特 別 委 員 会

## 福 祉 文 教 分 科 会 要 点 記 録

○開会日時 令和7年3月13日(木) 午前11時24分

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○委 員 6名

1 番 宮 崎 雅 薫 君	2 番 河 島 紀 美 恵 君
3 番 大 川 勝 弘 君	4 番 篠 原 峰 子 君
5 番 杉 本 憲 也 君	6 番 重 岡 秀 子 君

○出席議員 9名

議 長 中 島 弘 道 君	副議長 青 木 敬 博 君
議 員 犬 飼 このり 君	議 員 田 久 保 眞 紀 君
〃 虫 明 弘 雄 君	〃 村 上 祥 平 君
〃 鈴 木 絢 子 君	〃 竹 本 力 哉 君
〃 杉 本 一 彦 君	

○説明のため出席した者 12名

副 市 長 岸 弘 美 君	
健 康 福 祉 部 長 松 下 義 己 君	
健康福祉部社会福祉課長 石 川 秀 大 君	
同 高 齢 者 福 祉 課 長 齋 藤 修 君	
同 子 育 て 支 援 課 長 石 井 弘 樹 君	
同 健 康 推 進 課 長 大 川 貴 生 君	
教 育 長 高 橋 雄 幸 君	
教育委員会事務局教育部長 浜 野 義 則 君	
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長 杉 山 宏 生 君	
同 教 育 指 導 課 長 森 田 ま り 君	
同 幼 児 教 育 課 長 鈴 木 慎 一 君	
同 生 涯 学 習 課 長 山 下 匡 弘 君	

○出席議会事務局職員 3名

局 長 富 岡 勝	局長補佐 里 見 和 彦
主 事 高 橋 綾	

○会議に付した事件

1 市議第59号 令和7年度伊東市一般会計予算歳出所管部分

---

○会議の経過概要

○委員長（篠原峰子君）開会する。

---

○委員長（篠原峰子君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、分科会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）異議なしと認め、さよう決定した。

この際、申し上げる。審査に当たって、議題に対する質疑は簡潔に、議題から外れないようお願いする。あわせて、審査の進行が円滑に進むよう、具体的に何ページの何の事業についてなどの一言を添えるよう協力をお願いする。

---

○委員長（篠原峰子君）日程第1、市議第59号 令和7年度伊東市一般会計予算歳出所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は各款ごとに行う。

まず、第2款総務費のうち第1項総務管理費第16目コミュニティ振興費について質疑を行う。事項別明細書は83ページからになる。発言を許す。

○5番（杉本憲也君）その3の18ページになる。後の教育費にある生涯学習センターも同じなので、ここでまとめて伺ってしまうが、各コミュニティセンターの委託料が令和6年度と同額で、契約期間があるので仕方がない部分がある一方、補正予算のほうでは原油価格高騰対策補助金という形で物価高騰分についてはしっかりと補填がされていた。令和7年度も同様に多分この委託料だけでは足りないという中で、当初予算において補正のような原油価格高騰対策補助金を計上せず、そのまま同じ金額で計上したというのはどういう判断でされたのか、また、物価高騰分についてはどういった手当てをしていく見通しなのか、お伺いしたい。

○生涯学習課長（山下匡弘君）各コミュニティセンターの指定管理料については、令和3年4月から令和8年3月までの5か年を協定期間として、委託金額についても債務負担行為を5か年で設定している状況である。委員ご指摘の昨今の急激な物価上昇は当然認識しているが、その上昇率については、予算編成時点で算定し難いところもあって、契約の年度で、初年度は令和3年度の光熱水費との差額を精査した上で、3月補正で不足分を計上させていただいている。令和7年度においても物価高騰が続くような場合には、受託者の負担軽減の観点からも同様の対応をするような形になろうかと考えている。

- 5番（杉本憲也君）当初の段階では算定が難しかったということであるが、令和7年度中に先にコミセンの各指定管理者が料金を払って、後から精算をするような形で補助金が計上される流れになっていくのか。
- 生涯学習課長（山下匡弘君）毎月の電気料等は払わなければいけないので、3月議会で議決を受けた後に補助金という形で交付して、お支払いしていくという形になる。
- 5番（杉本憲也君）そうしたときに、各受け手の方は、営利企業ではなく地域の方が中心になってやられている組織なので、財政的な余力という部分について見るとちょっと心配がある。その点についてのケアとか、各委託先の財政状況、運営状況、ちゃんと原資があるかどうかという部分についてのチェックとかコントロールはどのような形でされていくのか。
- 生涯学習課長（山下匡弘君）それについては各指定管理者ごとに違うが、不足するとか困っているようなことについては担当のほうに連絡があるので、その辺で都度対応していく。
- 5番（杉本憲也君）足りなくなっただけではないということがないようにだけはお願いしたい。
- もう一つ、委託料の原資の部分について伺う。各コミセンでは利用者から利用料とかエアコン代を徴収されているかと思うが、現状、市の歳入として計上することになっているので、すぐに金融機関に行かなければならず負担になっている中で、まず1点目として、そもそも利用者から頂く利用料などは委託料の原資として使用されているのかお伺いしたい。
- 生涯学習課長（山下匡弘君）各コミセン、生涯学習センターの利用については、本市の歳入として計上しているような事実があつて、指定管理料や各施設の修繕料は、全額管理運営事業に充当しているところである。
- 5番（杉本憲也君）委託料として計上するのは予算としては全く問題がないと思うが、少ない人数で運営している中で、すぐに金融機関に行かなければならず、さらに人が抜けてしまう状況があるということで、現場ではかなりの負担になっている。契約の更新が近いと思うが、将来的に委託料を残した中で、利用者から頂く利用料とかエアコン代を利用料金制として、そのままコミセンの運営のほうに直接収入として充てて、収支の報告だけはちゃんとしていただくという形で改めて負担軽減を図るということも有効かと思うが、こういった考えはいかがか。
- 生涯学習課長（山下匡弘君）利用料金制によって利用料金収入をコミセンの収入とする場合に、今言ったような指定管理者の事務負担の軽減、あと経営努力によって利用収入の上乗せができるような状況がメリットとして出てくるかと思う一方で、施設間の収入の差による不公平感も拭えないところである。今後も適切な施設管理をしていただくためにどのような手段が有効であるのか、利用料金制も含め総合的に検討してまいりたいと考えている。
- 5番（杉本憲也君）人口減少が続き、働き手も限られてくるという中では、効率的な方法で円滑に運営をお願いしたいと思う。

次に、コミセンの児童室の遊具を購入するというので、今回、令和6年度にはなかった部分で別途計上されているが、その内容と計上に至った経緯などがあつたらお伺いしたい。

- 生涯学習課長（山下匡弘君）児童室の遊具の購入の経緯であるが、子供たちが遊ぶ場所の充実ということで、子供たちの居場所づくりについて市民からの要望があつたほか、令和5年3月定例会の一般質問においても子供の遊び場の創出について要望が出されていたことから、検討を重ねた結果、担当のほうからの提案で、地域に密着したコミセンとか生涯学習センター児童室の充実を図ってはどうかというところからスタートになる。

購入費の内容については、各施設によって児童室を利用する年齢層や遊びの内容が異なることから、指定管理者である管理運営協議会の意見を伺いながら購入品目を決めていきたいと考えている。

- 5番（杉本憲也君）現段階では具体的にどこに何を造るかについてはまだ確定はしてなくて、これから指定管理者と話をしていくとなると、利用者の要望は、一義的にはコミセンの管理者に上げていただければいいということで、いつぐらいまでに決定をするスケジュールなのか。

- 生涯学習課長（山下匡弘君）スケジュールについては未定である。あと、委員がおっしゃった造るというよりは、いろいろな遊具を取りそろえようと思っている。指定管理者の管理運営協議会の方がそこに来るお客さんを一番見ていると思うので、その辺りの意見を聞いて決めていきたいと考えている。

- 3番（大川勝弘君）1点だけ確認させてほしい。事項別明細書86ページの無線LAN環境整備工事請負費について、議場でも庁内の無線LANへの質疑が幾つかあつた中で、今回、富戸コミセンの無線LANの整備ということであるが、庁内同様にLGWANの基本的な整備でいいのか。富戸コミセンは近くにコンビニ等がないので、マイナンバーを利用した住民票等が取りにくい地域になると思うが、ゴール地点としてはその辺を見据えているのか、一般的なWi-Fi整備もやるのか、その辺りの確認をさせてほしい。

- 生涯学習課長（山下匡弘君）富戸コミセンに引く無線LANについては、一般的な無線LANで、LGWAN回線ではないものになる。マイナンバーについては、議場でも答弁があつたかと思うが、富戸の出張所があることから、いわゆるコンビニ的な交付はないのではないかと考えている。あくまで引くのは家庭にあるような一般的な無線LANになる。

- 3番（大川勝弘君）了解した。

最後に確認したい。コミセンの無線LANを整備していくに当たって、各コミセンが独自で無線LANをやるのか、パスワードを統一して、市民であれば一つのパスワードで複合的にできるような展開をしていくのか、決まっていれば教えていただきたい。

- 生涯学習課長（山下匡弘君）パスワードの設定については、あくまでその会議室を使うよう

な場合に提供するパスワードになるので、災害時を除いては一般に知らせるようなオープンなものではない。来ていただいた方が会議室の無線LANを使いたいというときに、各施設ごとにパスワードを提示して使っていただくような形になる。

○6番（重岡秀子君）先ほどのコミュニティセンターの部屋の使用料と、電気代も1時間幾らで利用者が払い、それを全部市に一旦使用料として入れて、各コミセンはこの委託料でやっていくわけだが、それぞれの施設で利用率もかなり違って、電気代が高くなって利用されるコミセンの経費が大変になってしまう。例えば、八幡野コミュニティセンターの稼働率が非常に高く、サークルがいっぱいなので、池とか荻とか、そういうところに行っているという話も聞いている。八幡野コミュニティセンターの指定管理料はほかよりちょっと高くはなっているが、部屋がたくさん使われると、それだけその間の電気代がかかるが、各コミセンや生涯学習センターから、地域の区長などを通じてその問題は出されていないか。

○生涯学習課長（山下匡弘君）電気代に限らず修繕もあつたりして、お金がという話は聞いている。修繕料については生涯学習課でも予算を持っており、コミセンの指定管理料の中で直してもらい部分もあるし、生涯学習課の修繕料で直す部分もある。また、電気代についても、先ほど申し上げた補助金という形でケアしている状況なので、料金の不足については、全体的に各コミセン、生涯学習センターの担当とも協議しながら、利用者に迷惑をかけないように運営を続けていっていただくような形を取っている。

○6番（重岡秀子君）私のところは荻の生涯学習センターがあるが、収入と支出が大体一緒というか、残がない。残がないということは、地域で補填しているのではないかと1回質問したことがあったが、部屋を使えば使うほど電気代などが使われて、その補填がきちんとされないと困る。今、補正予算で加味されると言ったが、よく話を聞いて、やってあげてもらいたい。このところかなりシビアで、どこもそうであるが、管理人たちが前は電話対応も多少できたが、今は完全に夕方5時から6時の間は誰もいない。そういうこともあって、例えば6時から会議をやると、少し早めに来てくれる方もあるが、電気代、人件費などでぎりぎりなので、そういうシビアな運営になっている。

それから、今まではコミセンとか生涯学習センター主催のイベントもあつたが、そういう経費が十分取れているのかということもちょっと気になる。各センターなどからその辺の要望とか訴えは届いているのか、あまりないのか。

○生涯学習課長（山下匡弘君）5時から6時の間、人がいないというのは、お金ではなくて、勤務時間として休ませるといふ部分に起因するものかと考えている。また、イベント等の経費について、これをやりたいが、お金がなくてできないという話は特に受けていない。

○6番（重岡秀子君）分かった。その辺は各区からの要望なども丁寧に聞いていただきたい。そ

この管理人たちは、区長にこれを言ってもらわなければいけないという話を時々している。例えば、本当は夜9時までやっていて、そこにいて次の日使いたいとか、来週使いたいという要望を聞くような電話の対応もしなければいけないのではないかと思うが、必要がなかったら閉めるという状況もあるようなので、その辺はよく状況や要望も聞いていただきたい。

○委員長（篠原峰子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）質疑なしと認める。

次に、第3款民生費のうち第1項社会福祉費第6目国民年金事務費及び第7目国民健康保険費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は111ページからになる。発言を許す。

○5番（杉本憲也君）事項別明細書114ページと118ページになる。一般経費の使用料及び賃借料において、令和6年度はゼンリンの複製許諾料が10万5,000円計上されていたが、来年度は皆減されている。118ページについても、障害者自立支援事業委託料のうち発達障害児（者）ピアサポート委託料の計上がなくて皆減されているが、それぞれその理由をお伺いしたい。

○社会福祉課長（石川秀大君）お答えする。まず、ゼンリンの複製許諾料の皆減の理由について、これまで印刷する地図のデータ量によって許諾料を支払ってきたが、避難行動要支援者名簿システムへ個別避難計画作成機能が新たに追加されることに伴って、従来のカット数の制限のある複製許諾とは違って、あらかじめ無制限に利用できる機能がパッケージングされることとなった。これに伴って個別避難計画などについては制限なく印刷が可能となり、より多くの地図情報も印刷できるようになったということで、支援体制の充実を図ることとなり、そのために皆減となっている。

次に、発達障害児（者）ピアサポート委託料について、これまで発達障害児（者）の親の会「子育て凹凸カフェ」へピアサポート事業を委託していたが、来年度はできないという話をいただいて協議した結果、今回、見送ることになり、事業を終了という形で皆減となっている。

○5番（杉本憲也君）ゼンリンのほうは理解した。

ピアサポートは、事業効果がかなりあったのではないかと個人的には思うが、今後、委託先を変えるなり、直営でこういったピアサポート事業を行っていく必要性や見通しについてはいかがか。

○社会福祉課長（石川秀大君）現状において、ほかに実施できる団体がないと考えている。直営事業については今後検討していきたい。

○5番（杉本憲也君）現状ではこの事業をやることは難しいという判断であるが、そうすると、この事業を通じて得ようと思っていた事業効果は、来年度予算の中ではこういった形でクリア

していくのか。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）市の直接的な関わりとしてはないと考えているが、親の会のほうは続けるということは伺っているので、情報交換ができればいいと考えている。

○**5番**（杉本憲也君）民間の皆さんもいろいろな工夫をされてやられている。そういった情報発信をつないでいくということも予算がかからない部分でもできるかと思うので、アンテナを張っていただく中で、ぜひお願いしたいと思う。

もう一つ、事項別明細書の118ページと、その3の11ページになる。118ページでは障害福祉システム標準化対応業務委託料1,039万5,000円と、システム使用料342万8,000円が計上されているが、その3の11ページに記載されているものについては、標準化システム移行作業で1,012万円、ガバメントクラウド使用料219万3,000円と、それぞれ金額が異なって掲載されている。これの事情を説明いただくと助かる。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）予算案説明書に記載している1,231万3,000円については、障害福祉システム標準化移行までに要する費用となっている。また、これは補助対象のものを記載しており、事項別明細書118ページの障害福祉システム標準化対応業務委託料1,039万5,000円については、標準化の対象外であるものの、その後も継続が必要なシステムに、標準化された住民票等のデータを取り込むための改修の委託料27万5,000円を含んだものとなっており、こちらの27万5,000円については対象外となる。

また、ガバメントクラウド使用料219万3,000円については、委託料同様に標準化移行までに要する費用であり、補助の対象となっている。また、差分の123万5,000円については、標準化移行後に必要なガバメントクラウド使用料と福祉総合システム使用料等となっている。

○**5番**（杉本憲也君）障害福祉システムを使うために総額でかかる予算は幾らになるのか。単純に足せばいいのか。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）そうである。

○**5番**（杉本憲也君）事項別明細書122ページ、障害者医療費助成事業の役務費で、こちらも通信運搬費が皆減されているが、この理由をお伺いしたい。

あと、122ページ、敬老事業の記念品代について、高齢化が進んでいくと100歳になれる方も増えるのではないかと思うが、来年度は減額計上されている。令和7年度の対象者は何人を見込んで、令和6年度との見込みの増減はどうなっているかお伺いする。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）役務費の通信運搬費の皆減は、庶務課のほうの一括郵送ということである。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）長寿者記念品贈呈事業は、多年にわたり社会に貢献されてきた

高齢者の方々の長寿を祝うとともに、100歳以上の方に造花などを贈呈してきたものであるが、令和7年度に向けて高齢者施策全般について事務事業の見直しや、めり張りをつけた中で、これまでこの事業に対していただいていた声で、毎年頂いてもという意見や、時にはそもそも不要であるということで受け取りをしていただけないようなこともあった。また、国、県から贈呈されている記念品などについても100歳のみとされていることから、令和7年度から節目である100歳と市内最高齢の方について記念品を贈呈するものとしたことで、対象者が令和6年度では137人で積算していたものに対して、令和7年度は56人となったことで減額とした。

なお、100歳の見込み人数については、令和6年度予算時に42人と見込んでいたのに対して、令和7年度予算では55人を見込んでおり、こちらはむしろ増加となっているところである。

- 5番（杉本憲也君）対象者が変わったということになるが、こういうケースだと、高齢者は楽しみにしている方もいらっちゃって、トラブルになったり、苦情が来たりということもあろうかと思うので、周知方法について、どういう理由でこういった形にしたという丁寧な説明をお願いして、トラブルを防いで負担を軽減していただければと思う。

続けて、その3の3ページ、女性相談支援事業は今回増額になっているが、需要が増えた要因や事業効果をどのように分析したのか、また、来年度からの一層相談しやすい環境づくりに向けた展望などがあったらお伺いしたい。

- 社会福祉課長（石川秀大君）需要増の要因としては、女性が抱える困難な問題が複雑化していることや、女性相談支援に係る広報活動が一定の効果を上げているのではないかと考えている。実際に令和に入って相談件数が増加傾向になっており、それに伴って、今回、相談支援員を1名増員して2名体制とすることで体制強化を図ろうと考えている。また、令和6年4月1日に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づいて、困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、本人の立場に寄り添って切れ目のない包括的な支援を推進していくために、例えばショッピングセンターなどでのチラシ配布など啓発活動に努めて、より一層相談しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えている。
- 5番（杉本憲也君）相談しやすい環境づくりと周知すると、相談を受ける場所はかなり気を使うと思うが、その場所に来ていただく件数のほうが多いのか、場合によっては出向いて行って、相談される方の希望に沿った場所で相談されるケースが多いのか、その辺はいかがか。
- 社会福祉課長（石川秀大君）ほとんどの場合、来庁していただいて相談室等で打合せさせていただいている。また、必要によっては相談員だけではなく、ケースワーカーなども一緒に入って話を聞くということもあるので、来庁して相談いただくことがほとんどである。ただ、電話

での相談もかなり多いので、直接会って詳しい話をしたいということであれば、電話があったときに、いつ来庁していただけるのかという形で相談させていただいている。

○**5番**（杉本憲也君）今の話だと基本的には来庁していただくということで、出向いたりということはないのか。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）女性相談は、例えばDVが絡むこともあり、逆にそこにいられないことも多いので、来ていただいて、場合によってはその日に避難するということも対応している。出向くということはケースとしては少ない。

○**5番**（杉本憲也君）その3の4ページ、社会福祉協議会の補助金は、会員世帯数が私の記憶だと令和6年度が1万6,610世帯で、来年度は1万5,855世帯ということで減っており、予算額は令和6年度が4,175万7,000円で、来年度は4,190万7,000円と増えているが、世帯数と補助金は相関性があるのか。補助金の積算根拠はどのような形になっているのか。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）社会福祉協議会に対する補助金については、会員世帯数に応じて金額を決めているものではない。今回の増額については、令和6年度まで障害福祉事業として実施してきた福祉体験学習事業について、業務委託を廃止して社会福祉協議会が行う補助事業の一つとして計上している。あと、社会福祉協議会の行う運営費について、要望もいただく中で積算して補助金額を決めている。

○**委員長**（篠原峰子君）昼食のため、午後1時まで休憩とする。

午前11時57分休憩

---

午後 1時 再開

○**委員長**（篠原峰子君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○**3番**（大川勝弘君）何点か伺う。まず事項別明細書116ページ、その3の5ページ、はじめようITO新生活応援事業について、今回目標とする人数を聞きたいが、例えば看護師なりで去年と違うところはあるか。あと、先ほど議題に上がっていた栄養士とか管理栄養士のほか、今、調理人なども現場で不足しているが、その辺は枠に入らないのかを確認したい。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）お答えする。あくまでこの事業は福祉関係の有資格者を対象としており、ピンポイントでこの事業ということで募集をかけているわけではなく、対象ではない。

令和7年度の予算が少し減っている要因として、この制度は5年を経過したので、支援が終了するものも出てきたため継続申請者が減ってきている。毎年30人の新規申請者を目標に頑張っていたが、令和5年度は目標の人数に至らず、令和6年度も今のところまだ30人には達していない。

○3番（大川勝弘君）分かった。結婚支援などは、地元で結婚した人も支援してほしいなど、幾つか細かい意見を聞いている。その辺は、確かに地元で結婚して住んで5年以内の人も何か支援があればいいと思うので、もし検討する機会があればお願いしたい。

続いて、事項別明細書138ページの発掘調査委託料について、場所は宇佐美の臨海公園跡地だと思うが、調査はいつから開始されて、何か月ぐらいの予定なのか。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）お答えする。こちらは令和6年12月に一応試掘を行って、あるエリアとか深さが少し分かったが、実際いつからかという、全体の面積のどの部分をやっていくかによって発掘経費にも関わってくるので、今、幼児教育課で考えているのは、今回答申をいただいて、大まかに施設の規模、レイアウト等のイメージがなんとなくまとまった中で、全体というより、そこに該当してくるところを発掘していく想定である。今回答申をいただく中で、令和7年度中途ぐらいからやっていくイメージである。

今回の3,000万円の算定については、他市で発掘の目安と示されている1平米当たり1万円から3万円の中間の2万円で見積りをして、こども園に必要な施設面積は、教室その他もろもろで1,280平米と考えている。1,500平米で計算して掛ける2万円なので、この1,500平米ぐらいの中で、あとはどのエリアに集中してやっていくかはまだ今後の検討になる。期間としてもまだ正直あれだが、当年度の予算の範囲の中で、年度中に対応できる中でやっていきたい。

○3番（大川勝弘君）分かった。

最後に、事項別明細122ページの高齢者タクシークーポン券購入助成費だが、これも事業設計として細かいところで分からない部分があった。例えば高齢者に付添いがいてもいいとか、家族が使うときに身分証がいるか、その方を迎えに行ったり病院に荷物を届けるためとか、いろいろなケースが想定できると思うが、どういう制度設計の中で利用できるか聞きたい。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）高齢者タクシークーポン券は、これまでのバス、電車と同様に、基本にご本人に使っていただく制度設計で考えている。

○3番（大川勝弘君）ご本人が使うにしても、例えば少しふらふらする方がヘルパーやご家族と一緒に乗っても、今のところ問題はないということか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）委員お見込みのとおりで、あくまでご本人が使っているところに同乗いただくのは全く構わない。

○6番（重岡秀子君）高齢者タクシークーポン券は新規事業だが、その前に、バスのゆうゆうバスと電車のほうにも補助が出ていた。その3種類の中から1種類を選んで補助を受けられる仕組みだと思うが、このまちの高齢者の行動を見ていると、タクシー券は、私たち党派とか政党の要求でもあって、平等という意味では、バス路線がないところにゆうゆうバスのサービスが

あってもしょうがないので大変よかったと思うが、バスのゆうゆうパスもなかなか便利なものだったのではないか。それが2万2,000円から6万1,000円に値上げされた。本市の補助額は5,000円は上げられないということで、多少ゆうゆうパスを買う方が減ってしまったのではないかと思うが、その辺の統計はあるか。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）あくまでまだ年度途中なので明確なところは言えないが、おおむね前年に比べて6割程度減少で推移している。

○**6番**（重岡秀子君）分かった。自分の住んでいる地域を例にして申し訳ないが、区長が荻とか吉田は伊東の大体が回っているのではないかというので、荻から考えると、バスで伊東駅まで行くと大体480円で、往復するとほぼ1,000円かかる。荻の人が岡湯に行くのに大体380円で、お風呂に1回行くのに760円ほどバス代がかかり、市民病院では大体片道370円ほどかかる。だから、行動するのにバス路線しか使えない高齢者にしたら、このゆうゆうパス券は非常に便利である。例えば荻から市役所に来るのも、途中で乗り換えなければ、なかなか吉田から回ってくる路線はないので、できれば補助額を1万円ぐらいに上げられないか。課長にここで返事をとってもあれだが、ほかの市町の例を見ると、伊豆市でも1人1万円ぐらいの補助金が出ているので、これはぜひ考えていただきたい。

今、券が年間6万1,000円なので、1人1万円補助してもらえれば、5万1,000円で定期券のようなものが買えて乗り放題である。2万2,000円ときには1乗車100円がかかったということで、この間、議場で話したが、毎日のように岡湯へ行っているお年寄りには、その6万1,000円の券を大事に持ち歩いて、大変助かると言っていた。100円がなくなったので、その辺は本当は無理をしても買ったほうがいい券である。ぜひ今後、様子を見ながら検討してほしいが、その辺の検討はどのように行われたのか。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）本会議の答弁とかぶることはお許し願いたい。先ほど委員もおっしゃったように、1乗車当たり100円がなくなったので、今までは乗る回数によって増えていた自己負担が、1回支払えばもう定額なので、そういう点では週に4回くらい往復すればむしろ前より安くなる。そういうところで実質の自己負担額はどうなるかを検討しなければならないので、今後、例えばアンケートや調査などを行うか、あるいは東海バスに基礎データを調べることを依頼するなどして、利用状況、実態の把握をした上で、補助額については検討していきたい。

○**6番**（重岡秀子君）分かった。本市にとって交通問題というのは非常に大きな課題だと思うので、都市計画課などと共に行っていただきたい。

次に、その3の28ページ、放課後児童健全育成事業について、その3を中心に聞きたい。不動産借上料337万4,000円であるが、南小学校の校舎が狭いため、一般住宅を借りて

いたという懸案事項は達成できたと思うがその状況はどうか。また、今までは学校の教室を3つぐらい借りていて、子供たちの配分はどうしているのか。伊東小学校にタクシーで移動させていたのは完全に解消されたのか。

- 幼児教育課長**（鈴木慎一君）不動産借上料に伴う南小学校の第二学童クラブの状況をお答えする。南小学校の学童保育の利用希望者が令和6年度は大変多かったのが懸案事項で、希望は南小学校に出していたが、送迎しながら伊東小学校へ行っていただいた方が25人いた。来年度は南小学校付近の民間の建物1階部分に第二学童クラブが開設する予定になっていて、その不動産借上料が337万4,000円である。実際の契約等はまだまだが、不動産会社と交渉しながら、実際に第一学童、第二学童といった形で保護者には案内をして、申込みも既に行っている。南小学校は昨年の利用者が89人いた。あと、伊東小学校に自ら希望して、また、こちらからお願いして行っていただいた方が45人なので、計134人から学童の申込みがあったのが令和6年度である。令和7年度は130人の申込みがあって、この130人は第一学童80人、第二学童50人という定員で、施設の面積も満たせるのではないかという見込みもあるので、その人数の振り分けで、現在、利用決定まで進んでいる。

もう一つ、今回の第二学童の開設に伴って、伊東小学校への送迎は、今年度希望して伊東小学校に行っている方も含めて、南小学校の第一学童、第二学童でやっていく形で変更をお願いした。伊東小学校の学童も定員124人に対して申込みが183人なので、実際は受皿として両方とも大変厳しい状況もあったが、伊東小学校を希望したりお願いした方々も南小学校を利用していただくことで、伊東小学校の令和7年度の申込人数まで今持ち合わせていないが、伊東小学校も南小学校の第一学童、第二学童も、余裕を持った安全な運営が可能になる。

- 6番**（重岡秀子君）分かった。借り上げたところの場所が分からないのだが、これは学年で分けないで保護者の希望で選べるということによいか。

- 幼児教育課長**（鈴木慎一君）場所は伊東市玖須美元和田727-220、ビッグ・ベンの横のビル1階で、学校からは徒歩で5分程度である。

振り分けについては、学年で分けると、学年が上がるときに場所の移動もあるので、主には今住んでいるところということで、川奈に住んでいる方々を中心に今の南小学校の校舎で、玖須美元和田に住んでいる方々を中心に新しい第二学童という形で、希望を取らず、こちらのほうで振り分けをして現在決定している。今のところ、あっちがいい、こっちがいいという問合せは頂いていない。

- 6番**（重岡秀子君）大変大きなことだが、今までタクシーで動いていたのはイレギュラーなので、よかったと思う。申し訳ないが認識不足のところがあるが、学童全体としては委託料になっているところと、保護者が運営しているところがあるようであるが、保護者たちからは社会

福祉協議会などにきちんと委託してもらいたいという希望も若干聞いている。現状で委託先の問題はどうか。

- **幼児教育課長**（鈴木慎一君）現在、小学校7校に対して市内に7クラブあって、社協に委託しているのは伊東小学校と南小学校、そしてつくし保育園を運営している法人に委託しているのが大池小学校である。また、NPO法人絆翔に委託して運営しているのが富戸である。委員ご指摘の父母の会が中心になって運営しているのが、今残っているのは宇佐美、八幡野で、池は父母の会を母体にしたその運営をするための団体なので少し毛色が違う。父母の会自らでいまだに運営しているのは宇佐美と八幡野の2団体である。法人委託のメリットも絶えず情報提供しながら、団体の意向を聞きながら、法人化に向けて市と各団体で今後も進めていきたい。
- **6番**（重岡秀子君）分かった。私の娘が40歳ぐらいになって、そのときに初めてたくさん学童ができたが、それからずっと親たちがやっているところもあるので、なるべく法人とか社会福祉協議会へ委託したほうがいい場合もあるのではないかと思うが、その辺は受入先がないのか、それとも保護者の中がまとまらないのか、現状としてはどういう感じなのか。
- **幼児教育課長**（鈴木慎一君）先ほど申し上げたとおり、それぞれ宇佐美や八幡野は何とか法人化したいというところまでまだ行っていないのかと思う。ただ、やはり人材確保とか経営については父母の中で年代が代わりながらやっていくことの困難さも伺っているので、先ほど申し上げたとおり、法人化するとこういったところが解消されるという情報提供は常にしていきたいと考えている。
- **6番**（重岡秀子君）それでは、その3の33ページで、先ほどの大川委員の質疑に続けて市立認定こども園整備事業に移りたい。私も一般質問で取り上げたが、昨日の夕方にテレビ静岡の「ただいま！テレビ」という番組の15分間ぐらいの特集で、鈴木課長のインタビューや保護者の意見、先生方の反応などを映していた。私ももうちょっとちゃんと見学というか、宇佐美保育園も見に行ったほうがよかったと思うが、そのテレビ番組では、宇佐美保育園の壁がちょっと落ちて穴が空いているというか、壁が崩れかけているような場面も映していて、これは本当に緊急性があるという思いを新たにしました。宇佐美保育園の現状は、やはり一日も早くというか、大体Is値が0.54であったと思うが、どの程度危ないかというと難しいかもしれないが、緊急性についてはどのように考えているのか。
- **幼児教育課長**（鈴木慎一君）緊急性についてであるが、耐震性のランクでは3になる。このランク3は耐震性が劣る建物で、分類では、耐震性能は非常に劣り、補強、建て替えが早急に必要建物、甚大な被害を受け倒壊する危険性が高く、地震後の建物の使用ができないようなランクに該当するというのがきっかけになっており、今回の認定こども園の設置に向けた諮問になっている。議場での答弁もあったが、設置に向けて早急に進めていくことと

設置までの仮移転もあるので、協議会の中で同時に検討を進めていくことについては変わってはいない。

○6番（重岡秀子君）分かった。その緊急性があって、着手できたことは非常に評価できることだと思う。これが公表されて、昨日の番組のように保護者や保育士の中で、海からあまりに近いとか、やはり津波に対しての不安感が非常に強いことが分かった。令和6年9月定例会で、宇佐美保育園はこのまま建て替えの計画はないのかというときに、令和6年11月21日から協議会を開いて新年度予算までには間に合わせるという答弁をいただいたので、私もほっとしていた。その後、9月末頃に宇佐美保育園に園舎の写真を撮りに行ったときに、保育士にこの保育園の改築の計画ができそうだと声をかけたら、その話はまだ何も知らないということだった。私は協議会を傍聴していたが、この保育園にいる不安を抱えていて一日も早く改築計画とか新築計画をつくってほしいと思っていた現場の保育士たちがいたのに、その人たちが知らなかった。協議会に来るまであまりこの計画が分からなかったみたいであるが、こういういい知らせというのではないが、臨海テニスコート跡地に建てる計画を今つくっているみたいなことは、現場に知らせたほうがよかったのではないかと思うが、そういうことはなかったのか。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）議場での一般質問でも答弁したが、計画があること、そしてまた今の状況を考えると、どういう条件で臨海テニスコート跡地にこども園を設置したらいいかと今諮問しているところであり、こういう条件、こういう建物といった説明をして、皆さんには安心なり納得していただくという考えの下での今回だと思う。諮問する前はもちろん園長会で保育園、幼稚園の園長先生方にはこういう内容で諮問をする予定と話していたが、そのプランが立ち上がった時点で現場に改築だ、新築だということについては、逆に言うと、幼児教育課としては、当時は事前の説明はしないほうがいいのかという判断があった。

○6番（重岡秀子君）分かった。でも、これだけみんなから心配の声が出てくることを、もし声をかけてあったら多少予想できて、もう少し具体的な案も練られたのではないか。これは私の意見であるが。というのは、その協議会の委員として保育園や幼稚園の代表者が来るわけで、その方たちがあそこの臨海テニスコート跡地でいいのかという諮問の委員としているわけであるから、やはりこの辺は現場にどうだろうと知らせておいたらもう少し混乱が少なかったのではないかと思う。これは意見である。

では質疑であるが、諮問が通った後、説明会をすると答弁されていたが、この間の一般質問でもちょっと話したが、地元の方たちがやはりこの問題を自分たちのこととして心配している。答申として、臨海テニスコート跡地に認定こども園を持っていくとなったときに、地元からはそこがどういう避難機能を持っているのかということのも非常に興味があると思うが、

それはそこで意見を聞くということによいか。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）先ほど答えたとおり、そこでの答申がどういう内容になるのかはこれからになるが、その答申を踏まえて、市の方針として今考えているあそこにこういう条件とか、こういう内容のものをというの、現場の職員や保護者はもちろん、地域住民にも説明しながら、そこで意見や声を伺っていき、基本設計にも反映していきたいと考えている。

○**6番**（重岡秀子君）分かった。ぜひ地元の人も含めて説明会をやって、そこで出た問題をまた検討していただくというか、具体的にしていきたいと思う。

ちょっと角度は違うが、これは本市の重要な建設事業だと思う。課長としてはどうしてもこれを早く進めたいと教育関係の中で検討してきたと思うが、これを進めるための行政内の何か検討委員会みたいなものはあるのか。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）行政内で認定こども園等を含めた宇佐美保育園の対応を何か検討していくようなプロジェクトというものはない。

○**6番**（重岡秀子君）分かった。認定こども園の中身みたいなものの検討についてはその関係者がいるが、津波の浸水区域でそういう危険があることを考えたときには、もう少し例えば建設関係の課とか、危機対策課が途中でオブザーバーが出たが、そのように職員の中で検討して決めるようなことも必要だったと思うが、それは意見である。

あともう一つは、遅れたら困るということがある。遅れたら困る理由の中に、保育園の今の建物の状況があるということで、これを先に移転させるということも一つの大きな課題だと思うが、これについては全くこれからか。教育委員会の幼児教育課周辺では、このことについての検討も始められているのか。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）先ほどの答えと少し重なるが、もちろん設置までの移転に向けて同時並行で進めていきたいとの考えがある。ただ、やはり今現場から上がっている声や協議会の中でも意見としてあるのが小学校や幼稚園への移転だが、重岡委員も先日紹介したが、県のGISを見れば、実際のところ臨海テニスコート跡地と小学校や幼稚園は、最大の津波の浸水高と到達時間にさほどの違いはないところもあるので、果たして早期移転といいながらもそれが可能なかどうかは同時に考えていくが、やはり慎重に検討していかなければいけないと考えている。

○**6番**（重岡秀子君）宇佐美小学校といっても、1階は津波が危ないと思う。小学校への移転で、お昼寝とかもあり、なかなか難しいと思うが、やはりみんなで作る伊東市なので、反対とか不審、不満に思っている人たちも含めて、みんなで解決を考えていくというか、反対だけしていると遅れてしまうということもあると思うので、地域を巻き込んで前向きに解決

できるようにやっていっていただきたい。

○**教育長**（高橋雄幸君）今、話をいただいているが、協議会を規則に基づいて立ち上げて、今審議をしていただいている。その中でいろいろな意見が出て、それを教育委員会へ答申していただく。14人の有識者の方、各現場の代表の方、もろもろ建設関係の方も含めて、今様々な議論をしていただいて、それを答申していただくわけなので、その答申を頂いた中で教育委員会として、また市としてできることを地域のほうと連携しながらやっていく。今いろいろな話があるが、まずは今やっている答申をしっかりと教育委員会として受け止めて、それを基にこれから子供たちの安心・安全を第一に考えながら、しっかりと進めていきたいと思っている。基本は、今審議していただいているので、そこをどうしても理解していただいて、しっかりと見守っていただけたらと強く思っている。子供のことを考えた意見だと思うが、そういうことを理解いただけたらと思う。

○**5番**（杉本憲也君）子供関係の部分で質疑をしていきたい。その3の26ページに子どもの居場所づくり事業、28ページに放課後児童健全育成事業があり、いずれも委託事業になっている。子どもの居場所づくり事業については委託の範囲として食事の提供まで含まれているのかを確認するとともに、食事を提供して利用者から支払ってもらっている料金に係る支出も当該委託料に含まれているのか。また、同じく学童のほうも利用料を徴収しているかと思うが、この利用料に係る支出分は委託費に含まれて計上されているかを伺いたい。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）まず、子どもの居場所づくり事業について説明する。子どもの居場所づくり事業については、委託契約書において事業内容の規定の中に、子供の居場所提供業務を行うとともに、子供に無償で飲食を提供する子ども食堂及びそれに付随して行う宿題の補助等の学習支援等を実施することとっており、基本的には子供からお金を取ることはないので、使用料に関するところは影響はない。ただ、一部の子ども食堂は、大人でも可のところもあり、大人の利用の場合には料金を頂くところもあろうかと思うが、その部分については本市の委託事業の範囲外と認識している。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）私からは放課後児童健全育成事業の利用料に関して答える。本市において放課後児童健全育成事業については市の委託事業として実施しているが、実際、利用の申込みや決定、利用料の設定、徴収は各クラブで実施されており、委託料には利用者が支払う利用料は含まれていない。予算総計主義の考えの下、市で利用申込み、決定、利用料金の設定、徴収を行って、クラブには委託料により事業実施をしてもらうべきと考えており、実際そのように実施している自治体の割合のほうが多いのも事実である。

しかし、先ほどの答弁にも絡むが、学童が父母の会を母体に始まった歴史的な背景もあり、各団体の考えの下で運営されていた背景がある。これによって利用料金も団体ごとによらば

らな現状である。あともっと言うならば、学童を利用できる要件も統一されていなかった状況もある。現在では、就労という形で就労証明を提出していただいたり、利用できる要件の統一が図られるほか、法人委託を契機に利用料金も徐々に月7,500円に統一されつつある状況である。

利用料金を歳入に計上するには、1つは利用料金を統一して条例化すること、それに合わせて幼児教育課で申込みや決定、徴収管理を行う体制も必要になる。また、児童が少ないクラブでは委託費だけでは運営が難しい部分を、利用料を高く設定することで今対応しているので、料金統一に当たっては委託費以外の補助も必要になってくるのかと考えている。これらの課題を一つずつ解消しながらあるべき姿に変革していきたいと考えており、早急な対応は難しいというのが現状になっているが、それまでの間、利用料金と委託料を含めた事業全体の統一様式による決算書の提出によって財務状況の把握に今後も引き続き努めていきたいと考えている。

- 5番（杉本憲也君）過去の経緯は分かったが、委託の話はずっと議場でもしているので、先に改善をお願いしたい。委託費で100%経費を賄うというところで、現状足りていないのであれば委託費の見直しも早急をお願いしたい。

その3の29ページ、保育園の管理及び運営事業について、本会議や先ほどの重岡委員からいろいろな質疑があったが、4月1日以降、宇佐美保育園は使用されるということで、ただ、耐震性に不安がある中で過ごすのには変わらないので、市として命を守る責任がある。保育園の管理及び運営事業において、来年度4月1日以降、宇佐美保育園の園児、職員に対する建物倒壊リスクから命を守るために具体的にどのような対策や予算措置を講じているのか。

- 幼児教育課長（鈴木慎一君）予算措置は特段考えていない。先ほど申し上げたとおり、早期の設置と同時に、移転についても早急に検討していきたいというところが幼児教課の考える対策の一つである。もう一つは、今回協議会を進める中で、南海トラフを想定した保育園の避難計画となっているので、相模トラフを想定した避難訓練の実施等も園と一緒に考えていきたい。そのようなソフト面での対応を考えていきたい。

- 5番（杉本憲也君）この点に関しては待ってられないので、命の危険がある建物の使用は即刻中止すべきとだけ、一言申し上げる。

29ページの一時預かり事業は非常にニーズの高まりを見せており、利用希望者が多い状況がある中、来年度は予算が減額されている。また、今年度の問題として、一時預かりの担当職員が減り、利用希望者が利用できないというかなり不便をかけた事態が散見された。これは早急な改善が必要な状態だと思う。そこで来年度、利便性向上に向けて、利用者拡大、運営方法の改善、人員体制の確保などに向け、減額された中でどのように工夫し取り組むのか伺いたい。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）予算の減額は備品購入費によるもので、令和6年度よりも、令和7年度の金額のほうが安かったことが理由であり、それ以外の消耗品費等の需用費の状況は本年度と変わっていない。また、先ほどの委員ご指摘のとおり、一時預かりをより利用しやすい事業にしていきたいと強く思っており、現在はほぼこういった形でということで、令和7年度に向けて以下の方向で調整している。1つは対象年齢である。現在の4月1日時点で満1歳という要件を、利用時点で満1歳に変更するよう調整というか最終的な詰めをしている。また、2つ目として、今現在は利用するお子さんの年齢、歳児に応じ、受入れ人数を調整しているが、1日の受入れを6人と固定し、それで受けられる体制を園ないし事業所でしていただくよう調整している。3つ目は、令和6年度に1人減ってしまった職員を1人増員し、一時預かり自体を3人体制とし、予約状況に応じ、玖須美保育園のフリー保育士も対応できるような体制を現在詰めている。その他、細かいところでは、現在保育園と同様、利用するに当たり、ティッシュやビニール等を持参していただいているが、独立運営としていくことで、利用者からの寄附物品をやめ、事業予算の中で対応するよう現在調整している。

○**5番**（杉本憲也君）利用年齢の例の7文字が削除されるということで本当にありがたい。ただ、4月以降の利用がもうそろそろ始まる。予算はまだであるが、事業自体は続くということで始まっている中、持ってくるものが変わることについては、まだ多分古い取扱いのままになっているのではないかと。利用希望者に正確な情報を伝える観点からも、いち早く情報をお伝えする必要はある。そのあたりのケアはどのようにお考えか。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）細かい話になるが、昨日園長と調整したところでもあるので、最終的な詰めがあったときには、そのような案内をしていくことになるかと思う。

○**5番**（杉本憲也君）混乱がないようによろしくお願ひしたい。

その3の29ページで、昨年度開始された使用済紙おむつの自園処理事業の項目が削除されているが、来年度も続けるのか確認したい。

もう1つ、31ページの保育園運営補助事業の安全対策事業として、私立保育園7園で性被害防止対策のための設備・備品の購入等が計上されている。これは具体的にどのような対策内容になるのか。また、冊子では市立保育園での対策は明記がなかったので、市立保育園ではどのようなになっているかお伺ひしたい。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）昨年度掲載されていた使用済紙おむつ自園処分事業は、令和6年10月より環境課の回収によって公立4園の保育園で既に開始している。特に環境課の清掃員の回収に合わせ、おむつも回収している。予算としては、当時使用済紙おむつを入れておくダストボックスとかの予算を計上したもので、令和7年度は特段予算としては必要なく、順調にできていることもあり、事業立てとしては削除されている。実施に伴い、園への配当予算の中に

は新たにおむつ処理物品として、ごみ袋、消臭剤といった予算も追加計上している。

31ページの性被害防止対策は、こども家庭庁の保育対策総合支援事業費補助金のメニューの一つである、性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業を活用するもので、保育園等で性被害防止対策を図るためにパーティション、簡易扉、人感センサーライトといった設備の購入や更新に対して、国や市で補助するような事業である。令和6年度の補助率は、国3分の2、市12分の1で、事業者負担が4分の1である。例えば園内でのお子さんの着替えを園庭などから不審者がのぞいたり、撮影したりすることに対する配慮もあって、国の新しいメニューとして出てきたものを今回私立で計上し、公立も同様に備品購入費に予算計上している。

○5番（杉本憲也君）しっかり対策願いたい。

その3の33ページの認定こども園基本設計等委託料の積算根拠を伺いたい。今回計上されているが、通常的设计委託料の相場を調べてみたら、工事費用の大体10%から20%程度が民間の相場らしいが、今回の基本設計等委託料の積算根拠を伺うとともに、工事に至るまでの総額の見込額として幾らぐらいを想定されているのか。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）設計等委託費は、建築住宅課の協力の下、静岡県の建築設計等委託料算定基準に基づいて積算したものである。積算条件としては、1つが鉄筋コンクリート造り、2つ目が3階建て、3つ目が幼稚園、小・中学校、高校などの教育施設、4つ目が延べ床面積2,400平米を条件設定し、積算した内容である。金額は、令和7年度が3,000万円と債務負担行為により令和8年度が4,500万円の計7,500万円の2か年で計画している。この7,500万円の予算の中には、基本計画費、地質調査費、測量費に加え、基本設計、実施設計があり、それらを含め7,500万円となっている。

○5番（杉本憲也君）県の基準に基づいてではあるが、設計段階で国の基準や県の基準でやっても、この金額どおりにならないケースがある。そのあたりの分析はどのようにされているか。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）少しストレートなお答えになるが、実際の設計で足りるかどうかというところはあるが、建築物のタイプにより金額が異なるという計算の中で、こども園という設計のタイプが建築住宅課の積算シートになく、福祉施設とかには保育園というのがあったりしたが、福祉施設よりも設計費が高く設定されるのが教育施設のようなこともあり、今回、条件としては教育施設で設定している。鉄筋コンクリート造り、3階建てといった条件もあり、福祉施設よりも少し高くなるが、この設計の中でどうなのか今考えているところである。

○5番（杉本憲也君）答申を待ってということもあろうかと思うが、図書館のときもそうだったが、設計成果物が落札されないような事態があるかと思う。発注段階で幾らの金額以内でこのような設備を造ってほしいという市の要望を契約段階で入れ込んでいくつもりはあるか。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）あらかじめ工事費を設定することができるかどうかは分からない。プロポーザルになるか、入札になるか分からないが、7,500万円という条件に合う形で検討していきたい。

○**5番**（杉本憲也君）なぜ私のような質疑をしたかといえば、図書館もそうであるが、幾らで造ってほしいという発注に対し、全然それで落札できないものが完成品として来たとき、市は損害賠償請求や作り直すよう強く言えていない状況がある。貴重な公金を使い設計するのであれば、しっかりと市の意思を契約の中に盛り込み、こういったものができなければやり直すよう指示する部分までやらなければ、再設計費用ばかりどんどん払うことになってしまうので、そこは徹底し、無制限ではない、限られた交付金を最大限効率的にしっかりと市民に還元するようという意図を持ち質疑した。その点はよろしくお願いしたい。

もう1点、今回、かなり最先端で高度な防災知識が求められるような設計となるが、そのあたりも入札段階において条件に入れ込むつもりはあるか。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）確かに構造上の特殊性はあるかと思うが、設計委託料の算定に当たり、津波等の特殊性は現時点では特段考慮していない。一方で、高さを持たせるということであれば、構造以上に階層の問題にもなってくると思うので、今の積算した予算の中で、先ほど委員が言ったように、今後の特殊性もプロポーザルの条件の中で反映していくような格好で考えている。

○**5番**（杉本憲也君）ぜひお願いしたい。

残り3点、お伺いする。今回、予算措置されている整備事業は、ハード面での整備は十分説明いただいているが、ソフト面での整備予算も同時に必要かと思われる。こども園化に向けたソフト面での予算措置はどこに計上されているのかが1点である。

もう1つは、39ページ、子育て支援医療費助成事業、子供の医療費無償化は、厚労省が令和4年に取った統計では、診療報酬や薬代でいえば、診療報酬が85%ぐらいで薬代が17%ぐらいである。なぜこのような質疑をするかといえば、幼い子供でもかなりの量の薬を処方されるケースがあるのではないかと身を持って実感しているからである。2歳児の中耳炎であっても、7、8種類の薬が処方される等、薬に係る費用が多く出ているのではないかと気になるので伺いたい。

最後に41ページ、生活保護関係の扶助費であるが、昨年度計上されていなかった委託事務費が1件ある。この概要を伺うとともに、恐らく日常生活支援住居施設の関連かと思うが、本市にはその施設がどの程度あるか、お伺いする。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）私からは、こども園化に向けたソフト面の予算についての質疑にお答えする。事項別明細書（その3）の33ページの市立認定こども園整備事業の一番下にあ

る、認定こども園等における教育の質の向上のための研修に要する経費25万円が該当する。具体的には、認定こども園に向けて幼稚園と保育園の合同研修、連携研修に要する経費や旅費、講師の謝礼等について国の2分の1の補助事業となり、25万円計上している。具体的に言えば、講師謝礼に10万円、研修等負担金で6万9,000円、旅費の6万3,000円、特別旅費1万2,000円等を計上している。具体的には、大学の教授を講師に、幼保連携の課題やこども園のランドデザイン等についてアドバイスをいただくこと等を考えており、こども園化に向け、そういったソフト面も進めていく計画である。

- 子育て支援課長**（石井弘樹君）子育て支援医療費助成事業についての診療費、調剤費の件であるが、個々の子供の病状により処方される薬が多くなったり、高価な薬だったりというようなことで、一概にはなかなか言えない部分があるとは思いますが、過去の診療分と調剤分の内訳を見ると、令和5年度は約2億円の支出に対して、診療分が約1億5,000万円、調剤分が5,000万円で、診療分が4分の3、調剤分が4分の1、25%ほどの割合である。調べたところ、令和6年度の途中経過でも、同じような割合となっていたので、極端にこの数年でどちらかが高くなっているということはないかと思うが、委員のおっしゃられた厚労省の17%より多少高めではあるが、市としては、医者が処方した薬なので、それに対してはなかなか言えない部分と考えている。
- 社会福祉課長**（石川秀大君）41ページの扶助費の委託事務費について説明する。委託事務費は日常生活支援住居施設において提供する日常生活支援の実施に必要な諸経費となっている。福祉事務所が支援を委託した生活保護受給者への日常生活上の支援の提供に対し支払う。なお、日常生活支援住居施設とは、無料低額宿泊所であることを前提に、単独では居宅での生活が難しい方を入居させ、その生活課題に対する相談、服薬の健康管理等の支援を行う施設のことであり、県が認定するものである。本市には現在当該施設はなく、県内では令和6年4月1日に認定されたウォーターバレー菊川1施設である。
- 5番**（杉本憲也君）分かった。薬の関係はおっしゃるとおりであるが、本市の状況として、国保とか、後期高齢者とか、そのあたりの分析をぜひしていただきたい。  
最後、聞き漏れがあった。事項別明細書の130ページ、負担金補助及び交付金の中にふじのくに結婚応援協議会負担金とある。私も調べてみたが、組織の概要がなかなか分からず、組織の概要について、どういった構成員がいて、どういったことをするのかお伺いしたい。
- 子育て支援課長**（石井弘樹君）ふじのくに結婚応援協議会とは全県を対象にした組織であり、構成員は、静岡県、県内全35市町で構成する。内容は、結婚を希望する人の活動を支援するため、県、市、町、企業等も参加する中で広域的かつ総合的に結婚支援に取り組むことを目的に設置するものである。

○委員長（篠原峰子君）10分間ほど休憩する。

午後 2時 1分休憩

---

午後 2時11分再開

○委員長（篠原峰子君）休憩前に引き続き、会議を開く。

ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）質疑なしと認める。

次に、第4款衛生費のうち、第1項保健衛生費第6目後期高齢者医療費及び第8目環境衛生費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は、151ページからになる。発言を許す。

○6番（重岡秀子君）その3の4ページ、5ページ辺りをお願いする。こども家庭センターの新しく看板をかけてスタートした事業に関して伺う。こども家庭センター型利用者支援事業（母子保健機能）は、妊娠届の受理、母子健康手帳の交付等、要するに出産前に相談支援を実施する事業で、これが延べ500人で、その一番下にアウトリーチ型事業とあって、これも助産師が家庭訪問し、生後1年未満の母子を対象にサポートするというもので、これが随時で延べ60人となっている。その他もいろいろあるが、家庭訪問型子育て支援事業は、産前・産後サポート事業ということで、これも家庭訪問型があるが、その3つの事業について、全部の家庭をやるわけではないと思うので、どういう基準で家庭訪問をやるのか、その関連も含めて説明願う。

○子育て支援課長（石井弘樹君）まず、こども家庭センター型利用者支援事業について、妊娠したときに、母子手帳を交付する際に必ず一人一人面談を行い、そこでお母さんたちに対するリスクが高いとか低いというようなある程度の見立てを行いながら対応していく。そこで、多少このお母さんが育児能力とかが劣るのではないかと、例えばそういう見立てを行った場合には、妊娠期から出産、子育て期も継続して定期的な訪問とか教室への参加の促しというところで支援をしていくことになっている。その後の産後ケア事業について、アウトリーチ型事業等とあるが、産後ケア事業というのは、あくまでもお母さんたちが望めばできる事業になっており、これは基本、出産後1年以内の方を対象に、例えば子供を出産したが、育児手技、いろいろ沐浴とか母乳の与え方とか、そういうものを助産師が指導してくれるというものになっている。産後ケア事業の3つ、ショートステイ、デイサービス、アウトリーチとあるが、ショートステイは泊まりながら医療機関とかで行う。デイサービスは医療機関とか、今はホテル型で、そこに助産師等が出向いて指導を受ける。アウトリーチ型は、自宅に助産師が出向いて、いろいろ指導を行うとか、教えてくれるという事業になっている。5ページの産前・産後サポート事業

の家庭訪問型子育て支援事業、これも家庭訪問型の希望する方が誰でも受けられる事業で、これは市が直営でやるというより、市内のNPO団体に委託して、相談を受けたり、例えば家事を一緒に行うとか、そんな支援をしている事業になっている。

- **6番**（重岡秀子君）分かった。最初の延べ500人の妊娠が分かったときのそこでの面接がベースになって支援を行ったり、リスクのあるお母さんたちを見つけたりみたいなことだと思う。あともう1つ、5ページの下から2番目の転入者の集団型子育て支援事業で、これは延べ50組の予定であるが、転入者に対して何か実績とかがあったら、どのようにやっているのか説明願いたい。
- **子育て支援課長**（石井弘樹君）転入者の集団型子育て支援事業は、令和5年ぐらいに新規事業として始めた事業である。本市でも移住定住を促進していく中で、よそから嫁いでくるとか、夫婦で引っ越してくるといってお母さんたちも多くなってきたという中で、伊東のことがなかなか分からない、協力者もいないという方を対象に支援していく事業で、令和5年度の実績が延べ126人、実人数として62人が参加されている。
- **6番**（重岡秀子君）例えば移住者だけとか、何かお手紙を出すとか、どういうきっかけで移住者を集められるのか。
- **子育て支援課長**（石井弘樹君）例えば転入者もそうであるし、高齢妊娠、出産などもそうであるが、やはり基本としては、先ほど申し上げた妊娠届出の際に、いろいろ聞き取りを行ったり、アンケートを行ったり、あと年齢層ももちろん分かるので、そういうところである程度の振り分けをした中で、市ではこういう事業をやっていると、その方が該当する事業を案内している。
- **5番**（杉本憲也君）その3で、まず、2ページ、妊婦健康診査、妊産婦歯科健康診査に関する質疑を行う。本市では、2024年に190人のお子さんが生まれて、予算書を見ると、ことごとく230人と書いてあるので、恐らく今年も230人のお子さんが生まれることを目指してやられているのではないかと認識するが、そうしたときに、子供を産み育てやすい、妊婦の母体保護の観点から、高齢者は来年度から移動に困難があるということでタクシーチケットもあったりするが、妊婦も同様に、つわりとか、おなかが大きくなってくると移動がしにくかったり、自身で運転するのが難しいという状況があり、高齢者と全く変わらない困難がある中で、来年度、健診の費用の中で審査機関までのタクシー移動などの交通費を対象とすることについては、全体のバランスを考えた中で検討はされなかったのか。
- **子育て支援課長**（石井弘樹君）令和7年度については、乳幼児健診のうち、新たに1か月健診の健診費用を助成するという事業を行うが、それに合わせて、委員から質疑にある妊婦健診等の交通費助成については、具体的には検討していない状況である。しかし、このような交通費助成については、例えば市内に分娩施設がなく、市外に出向かないと医療機関、分娩施設に受

診ができないような場合には、妊娠期に交通費として助成する自治体も実際に存在しており、近隣では熱海市とか下田市も今後開始する旨を伺っているが、そのような自治体に対して国も助成するという制度もある。ただ、本市では市内にも2つの分娩施設があり、基本的には遠隔地に出向くことは想定していないが、様々な補助制度を聞いたときに、いろいろな状況を想定して検討した結果はある。今後、それも実施に向けてまた考えていきたい。

○5番（杉本憲也君）ぜひ検討いただきたい。

3ページになるが、不妊等治療費助成金支給事業は伊東市独自のすごくいい制度だと思っ  
ているが、実績を伺いたい。これまでにこの事業を利用された方が妊娠や出産に至った件数はど  
のぐらいあるのか。また、本市の重要課題である少子化対策として230人を目指すという中  
で、この事業が果たす役割についてどのように評価されているのか伺いたい。

○子育て支援課長（石井弘樹君）不妊治療を行った方で、出産までは追っていないが、妊娠届出、  
母子手帳の交付まで至った方については、令和5年度は実人数35人の方が母子保健の申請を  
行い、そのうち妊娠届出まで至った人は17人、令和6年度は、2月末現在では実人数26人、  
延べ38件の申請を行い、妊娠届出をした人が10人となっている。

本市の少子化対策において本事業が果たす役割は、本市の不妊治療の助成制度については、  
令和4年4月から不妊治療の保険適用が始まった際に、保険適用化には条件があることや、あ  
わせて県の助成制度がなくなってしまうことから、一般的には負担が軽減されるという認識に  
なったが、本市では逆に負担増となる方が一定数いることが想定できたことから、そのタイミ  
ングで1回の助成額とか通算の助成上限額を増額したという経過がある。このような経過を踏  
まえて、この事業の役割としては、子供の誕生を望む方々の希望をかなえるのが一番の支援だ  
とは考えている。しかし、先ほど妊娠届出まで至った人数を伝えたが、この事業によって、全  
ての人が出産したか追っていないが、少子化対策という面でも大きな役割を担っているのでは  
ないかと感じている。

○5番（杉本憲也君）今、答弁いただいたように、190人しか生まれなかった中で、かなり多  
くの方が妊娠届出をして、割合として決して少ないことではなくて、自己評価としてもかなり  
高いところがあるが、一方で、市全体でその重要性が認識されているかという点、重点施策と  
して本市では毎年度この予算を計上しているが、その3などの初めのほうに書いてあったりす  
るが、今回、令和7年度の重点施策として位置づけられなかったのはどういう事情があるのか。  
これは多分、全体のことだと思うので、副市長あたりになろうかと思うが、ぜひ重点施策とし  
て位置づけるべきだと考えるが、その点の考えを伺いたい。

○子育て支援課長（石井弘樹君）事業自体は、今申し上げたとおり、少子化対策は幾ら頑張っ  
てもなかなか結びつかない、何が要因かもよく分からないという部分であるが、これは何となく

この助成をした方が妊娠まで至ったというのが目に見えて分かる事業だとは思っているので、少子化対策という面でも大きな役割を担っていると思っている。しかし、対象が一部の方という面もあるし、内容的にデリケートな部分とか、なかなか人には知られたくないという面もあろうかと思うので、そのあたりを考慮しながら今後検討していきたい。

- 5番（杉本憲也君）いろいろな問題があろうかと思うが、本市が自信を持って少子化に真正面から向き合ってやれる事業の一つだと思うので、私は重点施策として、市全体を挙げてこの事業を後押ししていくという機運の醸成を望みたい。

次に、その3の4ページ、5ページで、先ほども少し出た、ホテル利用型デイサービス事業、いで湯型デイサービス事業であるが、かなり好評を頂いて、私のところにもいい事業だということを書いていただくケースが多いが、ただ一方で、希望したところになかなか申込みができなかったり、特定の施設に応募が集中してしまったりという課題もあろうかと思う。来年度、そういった課題をさらに乗り越えて、よりよいものにしていくという観点で、本市として、本事業の事業効果についてどう分析して、そして課題をどのように認識し、改善を図っていくのかについて伺いたい。

- 子育て支援課長（石井弘樹君）産後ケア事業のホテル利用型デイサービス事業については、多少、事業内容に違いがあるが、出産後間もないお母さんたちの多くは手のかかる乳幼児の育児から一時的に解放されて、リフレッシュ目的に参加されている人が多いと感じている。また、助産師等の専門職が行くことで、育児に対する悩みや不安が解消されて、この事業に参加していただくことで、精神的にも身体的にもリフレッシュでき、今後も続く育児を前向きに愛情を持ってできる一助になっているのではないかと考えている。また、定期的に支援している家庭に対しても、このような事業を積極的に進め、参加することによって、育児や日常生活等に対して改善が図れるという取組でもあるかと考えている。

課題等については、今、委員が言われたとおり、一部の会場は人気があって、申込みが抽せんで落選する方もいることが大きな課題になっている。また、このようなお母さんたちのニーズに応えるため、より魅力のある施設などで実施することが今後の課題かと考えている。改善策については、課題はいろいろあるが、お母さんたちの申込みが多い宿泊施設を中心に実施していくことや、あとは既に試行的に実施しているが、今までは何十部屋もあるような大きな施設を利用していたが、年度末に数室しかない小さなアットホームな感じの施設で実施し、かなり好評だったところもあるので、そういう施設の使い方についても、今後改めて検討していきたい。また、今は産婦の方を対象にやっているが、昨年度、同じように妊婦の方に試行的に1回やって、それもお母さんたちからいい評価を頂いたので、今後妊婦についても同様の取組を実施していきたいと考えている。

○5番（杉本憲也君）今、答弁の中で妊婦にも拡大をとということであるが、その場合に、妊婦のときに1回使って、産後また新しく使えたりということは可能なのか。

○子育て支援課長（石井弘樹君）それは可能になる。

○5番（杉本憲也君）ぜひそちらも充実化を図っていただきたい。

6ページになるが、令和6年度から父親支援の集団型子育て支援事業という取組を開始されたと認識しているが、これを1年やってみて、課題とか展望、事業効果、検証方法、参加者という部分でいうと、まだまだ伸び代があると思っているが、そういった来年度に向けた工夫を伺いたい。

○子育て支援課長（石井弘樹君）委員の言われるとおり、父親支援の集団型子育て支援事業については、今年度、新規事業で、今後さらに具体的な検証をしていきたいと考えているが、対象者は2歳未満の子供とその父親で実施した。その内容としては、育児相談ができるのが基本的なところであるが、それに合わせて、お父さんたちを引っ張り出すのはどのようなことがいいだろうと考えた中で、子供との運動遊びとか手作りおもちゃの体験、**手形足形のアートづくり**とか、あとは果物狩りといった親子の交流を図れるイベント的な事業を実施してきたが、参加数が少なかったという状況であった。その数少ない参加者からは、ほかのお父さんたちと交流できてよかったとか、父親が子育てについて専門的な方に相談できる場はなかなかないが、このような場があってよかったという好評の声を頂いている。育児に父親が参加することはある意味当たり前の時代になってきているので、私どもとしては、今後このような声を参考に、さらにこの事業について、お父さんたちに参加してもらえるような魅力ある取組を計画していきたいと考えている。

○5番（杉本憲也君）ぜひよろしく願います。

最後に、10ページの地域医療対策事業について、これは休日診療に関係する事業になると思うが、実は年末年始に、インフルエンザ、コロナ、ノロウイルスといった様々な感染症が爆発的に市内でも流行し、当番医のキャパオーバーで受診ができなかったという声を幾つか頂いた。医療機関の皆さんには大変苦勞をかけた中で、本当に感謝の言葉しかないが、この事業費の使い方に関しては、年末年始などは、観光地であることもあり、今後もかなり急激な医療需要が見込まれることから、年末年始に対応していただいた方、特に忙しくなる休日診療に関して、支払われる金額は加算されたりしているのか。また、長期休暇中の受診可能期間を特に観光地であることも考慮した中で増やすことは検討できないのか。

○健康推進課長（大川貴生君）地域医療対策事業の中の休日等救急医療診療業務の質疑である。こちらについては伊東市医師会の各医療機関に協力をいただき、日曜日や年末年始は12月30日から1月3日の5日間、そのほか祝日等も含めて在宅当番制で診療業務を行っていただい

ている。もともと診療業務自体が日曜、祝日、年末年始を担っていただくという委託内容になっているので、変わらずの委託料で実施していただいている。今年度の12月の年末にかけては、中旬頃から感染者が増えて年末年始を迎えるような状況があり、当番医のところでは予約受付ができない状態だったということは伺っており、それに加えて、夜間救急医療センターや重症化を心配された方が市民病院の救急のほうへ出向いていくということで、夜間救急、市民病院の救急のほうも年末年始は例年を超える受診者数があったので、連携をしながら診療に対応したという状況である。

当番医の増設などの対応について、長期間の場合の対応としては受診できない日をつくらないことが重要だと考えていて、今回の9連休の中では、曜日の並びから言うと、12月29日が日曜日、30日から1月3日が年末年始、5日が日曜日、休日の当番の形でどこかの医療機関が必ず当番医でやっていただいた。それ以外の9連休のうち、12月28日と1月4日の土曜日は休日当番の対象ではないので、ここについては医師会と実際に業務をしていただける医療機関があるかどうか確認し、12月28日は26医療機関、1月4日は16医療機関が通常の診療をするという回答を頂いた。実施している医療機関についてはホームページ等でお知らせをして、見ていただくという形での周知をして、まず、長期の対応については、どこかの医療機関が必ずやっているような状態をつくるのが非常に重要だと考えている。

一方で、今回のように感染者が増えて、複数の医療機関での対応が必要になるということについては、実は令和5年度の年末年始の際に、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時流行するおそれがあると言われて、それに備えるために、発熱等の患者に対する検診や診療の体制を充実するために、このときも医師会と協議を重ねながら、発熱等医療機関を年末年始のうち、12月30日、31日、1月2日、3日の4日間、1医療機関を増やして対応するという取組も行った。医療機関を増やすためには、医師会との十分な協議や準備などが必要になるので、突発的な対応となるとなかなか難しいが、今回の事例もあるので、来年度に向けて夜間救急医療センターや市民病院との連携も踏まえて、医師会と連携をしながら、対応策を考えていきたい。

- 5番（杉本憲也君）過去には複数、診療所を開けてということがありますが、協議が本当に重要でということはおられるとおりでと思うが、増やそうと思った場合にスケジュール的にどれぐらいの協議期間が必要になってくるのか。
- 健康推進課長（大川貴生君）例年であると、11月頃にはおおむね医療機関の体制等を医師会でも調整していただいて、医師会については、年間で日曜日がどこの医療機関、年末年始はどこの医療機関というのをある程度組んだ上で年末年始を迎える状況になるので、そこからさらに増やそうとなると、できるだけ早いタイミングで医療機関の了解をいただく必要がどうして

も出てくるため、そこの日程も踏まえて、医師会との協議については進めたいと考えている。

○委員長（篠原峰子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）質疑なしと認める。

次に、第10款教育費について質疑を行う。事項別明細書は261ページからになる。発言を許す。

○6番（重岡秀子君）264ページの教育指導費の中の19節、扶助費で、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費について伺う。これは給食費の無償化などとも若干絡むが、要保護は生活保護でいいが、準要保護児童の基準について、これはまちによって違うらしいが、本市においては生活保護基準の1.3倍と記憶しており、どのような準要保護の基準があるのか伺いたい。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（杉山宏生君）今、委員が言われたように、本市でも1.3倍という基準を使っているが、それについては、生活をする上で、この世帯、あるいは家族の収入がこれぐらいの中で生活に困るかどうかというところで、よその自治体もその基準を使っているので、本市でも同じような基準で利用している。

○6番（重岡秀子君）分かった。この間、14%と議場では説明していただいたが、これは割と県内では多いのではないか。多いのがいいとか悪いとかではなくて、かなり広報もされて、サービスを受けるべき人が受けているのではないかと思うが、県内で14%というのは、ほかのまちと比較する資料はあるか。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（杉山宏生君）今、手元にそのような資料を持っていない。

○6番（重岡秀子君）大分以前は7%ぐらいの記憶があるが、ここのところ、取りやすくなったというか、小学校の取組も分かりやすく説明して、入学時だけだったのが、毎年学年が変わるごとにお便りで知らせるなどで受けやすくしているのは非常にいいのではないか。就学援助の半分ぐらいは給食費の補助だったので、今回、給食費の無償化で全体の事業費が半分ぐらいになっている。すぐにそれを何とかという話ではないが、就学援助はまちによって、例えばどういうものを免除するかというメニューがいろいろあるので、今後も検討していただきたいと思うが、そのような考えはあるか。給食費の無償化が継続することを考えてであるが、その辺の意見はいかがか。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（杉山宏生君）委員が言われるとおりに、メニューについては各自自治体に委ねられているところはあるので、よその自治体を参考にしながらも、どういう支援をすると非常に助かるのかなど、そういった部分は研究していきたい。

○6番（重岡秀子君）事項別明細書の266ページの4、いじめ・不登校対策事業で、いじめや

不登校に対しては、別室登校相談員が今年度初めて配置されて、それは大変よかったと思うが、スクールソーシャルワーカーを置くなどの新しい事業が実施されるというので、特にその辺の人の配置について説明願う。

- 教育指導課長**（森田まり君）不登校対策にかかる人の配置について説明する。今、言われたとおり、別室登校相談員が令和6年度は中学校で3名であったが、令和7年度から5名に増員する。また、社会福祉士、スクールソーシャルワーカーの会計年度任用職員としての雇用は、今年新たにしたものである。
- 6番**（重岡秀子君）いじめ、不登校対策で、特に別室登校相談員は、なぎさ1か所だと、広いまちの中で、そこに通えなかったり、家にいると母親も働きに行けなかったりと様々な問題があるので、別室登校相談員が増やされたこと、それから、スクールソーシャルワーカーが配置されたことは大変いいと思うが、会計年度任用職員である。スクールソーシャルワーカーなどはそれなりの資格を持った人だと思うが、会計年度任用職員といっても、何か資格を持っている人には加算されるとか、人件費の面では同じなのか、違うのか。
- 教育指導課長**（森田まり君）今回、任用するのは社会福祉士の免許を持っている方であるが、そこについては特に違いはない。
- 6番**（重岡秀子君）大池小学校に昨年スクールソーシャルワーカーがいたと思うが、その方ではなく、さらに増やすのか、あれはスクールソーシャルワーカーではなくてスクールカウンセラーだったのか。大池小学校ではなくて、小学校を回っていて、大池小学校には週1、水曜日などに来ていて、その方が寺子屋といった不登校の子のところに訪問されたりしていたが、去年は各校を回る人が1名いたということでもいいか。
- 教育指導課長**（森田まり君）今言われているスクールソーシャルワーカーについては、県費の任用職員で、年間630時間を市内で勤務していた。大池小学校に週1日、南小学校と伊東小学校にも同じく週1日で巡回していた。
- 6番**（重岡秀子君）スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士とか資格のある方であるし、別室登校の担当者というか、その方々も教員免許を持っていたり、そういう方々なので、人が集まらないとかよく言われるが、できれば会計年度任用職員ではなく、もう少し違う報酬を考える必要があるのではないか。この前、田久保議員と大阪の大東市に視察に行ったが、12校全部の学校にスクールソーシャルワーカーがいて、それがいろいろ大変な家庭との間に立って、地域とその家庭を結びつけるような働きもしていた。その研修のときにスクールソーシャルワーカーの報酬は幾らかと聞いたら、会計年度任用職員12人で4,054万円で、単純に計算すると1人300万円を超える報酬だった。12人集めるのは大変で、会計年度任用職員では申し訳ないがと言ったら、普通の会計年度任用職員よりは高くて、給料表があるのかないのか、

この間、うちの条例ではいろいろな給料表が出たが、給料表のスタートを上げて、そのようなスクールソーシャルワーカーの賃金を決めているというので、うちの行政では、同じ会計年度任用職員でも資格のある人の賃金に上乘せするような前例は全くないのか。

- 教育指導課長**（森田まり君）その点については、今後、職員課等と相談して、反映できるかどうか検討していきたい。
- 6番**（重岡秀子君）分かった。最重要課題というか、このまちでこれはもっと大事にしたいというときには、そのような試みというか事業展開も必要だと思う。この後、図書館の問題もあるが、全国で図書館司書がほとんど会計年度任用職員で、なかなか集まらないことがあるので、この報酬の問題は大変重要だと思うので、今後、検討をお願いしたい。
- 3番**（大川勝弘君）まず、事項別明細書272ページ、スクールバス運行管理業務委託料について聞きたい。これは7,800万円という形で、子供の条件にかかわらず、毎年固定でこの金額がかかってくるのか確認したい。
- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（杉山宏生君）令和6年度と比べると100万円の減になっていると思うが、現行の子供の数に合わせて、学校側と来年度の運行本数とか運行体制を話し合って決めていく。令和7年度については、令和6年度と同様に、最大時で6台のバスが必要で、その日によって変わるが、現行においては17パターンぐらいバスの運行方法がある。登校においては3か所から4台が2往復するという形で、最近のバスの乗車具合もつぶさに見ている状況であるが、乗車率が少し悪くなってきた傾向があつて、その辺についての反省もするところかと思う。来年度が伊東小学校の統合から3年になるので、まずは3年、同じような形でやってみながら、運行の体制については、その後どういった形がベターになっていくかというのは考えていきたい。また、運行の単価については、令和6年度から上がった状態で、これ以上下がることはなく、上がる可能性があると思っている。
- 3番**（大川勝弘君）分かった。実際学校へ行っている子供からしてみると、イレギュラーになかなか対応できないということで、囲碁教室とか学童を使う子はバスが利用できなかったり、そういう子は定期が要るかどうか、いろいろな要望がある中で、ぜひ検討していただければと思う。

続いて、事項別明細書302ページの学校施設一部開放事業委託料、これは体育館のことだと思うが、今、体育協会に委託をして、毎月10日に実際に市民体育館に行って申請をするという形であるが、朝10時に行かなければいけないということも含めて、これはもうちょっとシステム化できないのかという意見もある。そういう予算というのは、この予算内ではなかなか厳しいのか。

- 生涯学習課長**（山下匡弘君）ネットで予約ができないかということかと思う。システムとして

はあるが、この予算でシステムをそろえてというのは厳しい状況である。また、今は取りたい人が並んでいる状況であるが、用意ドンで誰でもというところでは、それはそれで、いつも使えていたところが今回使えなかったみたいな話にもなりかねないので、予約の方法として、並んで確実に取りに行くか、あるいはネットで今回は誰が取れるか分からないというのは、利用者の意見も聞きながらということになるかと思う。

- **3番**（大川勝弘君） 実際、10時に行っても取れなかったという方がいて、そういう話が上がってきた。そこら辺は確かに既存団体との話合いがあるので、いろいろ工夫していただければと思う。よろしく願います。

304ページの給食の件になる。令和7年度から給食無償化で進む形であるが、基本的に子供たちはみんな無償化になるが、2年ぐらい前の答弁で、アレルギーでお弁当を持ってくる子供たちが市内で四、五人だったと思う。その子供たちの対応は今回難しかったのか聞きたい。

- **教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（杉山宏生君） お答えする。完全にアレルギーでお弁当を持ってくるという方の対応かと思うが、現在、アレルギーで完全にお弁当を持ってくるという方は市内で3人になっている。そのほかに、特定8品目の除去食を食べる方が25人、一部持参、このときは食べられて、このときはお弁当を持ってくるという子が66人である。管理指導表といって、アレルギー対応で医師と面談して、こういったものがあるというのを提出していただいている方が令和6年度においては107人いらっしゃった。今回、給食費無償化をするに当たって、今まで前例がない中で、まずはどういうことが対応できるかという中で、今、予算的には想定の数値では出ているが、最終的にその数値は予算が減ってくるし、教職員とかの分も減ってくると思うので、それについての状況を見ながら、今後において、その方たちが不公平な形にならないように、まだ不明な部分はあるが、対応していきたいとは思っている。

- **2番**（河島紀美恵君） その3の7ページと、事項別明細書268ページの豊かな学び事業ということでお聞きしたい。伊東市書道教育推進事業898万円は消耗品費と委託料の合計だと思うが、市内全小学校でどのように実施されているのか。

もう1つ、外国語指導者配置事業は、幼稚園、小学校、中学校ということで、どのような配置で巡回させているのか。また、今後の展開は、学校も縮小していく中で、事業を増やしていくのか、2,900万円の使い道が分かれば教えてほしい。

- **教育指導課長**（森田まり君） まず、書道教育推進事業については、学校によって違いはあるが、市内全小学校で1・2年生が年間8時間から12時間ぐらいを使って、書道学院から派遣された講師による授業を受けている。内容については、初歩的な書道の勉強から、集中力を高めるとか、姿勢よく字を書くといったことも指導項目に入っているなので、そのようなことを目指し

て取り組んでいる。消耗品費については、37万9,000円を必要に応じて学校に割り振り、まとめて教育指導課のほうで必要物品を購入している。

外国語指導者配置事業は、小学校3年生から中学校3年生までの外国語の授業にそれぞれALTが入って、教職員と一緒に授業をしている。学校の中の低学年児童とか幼稚園については、年に数回程度、体験的な活動でALTが派遣されている。インタラック関西東海に委託している。今後の展開は、ALTが入ることによって子供たちの外国語に対する興味関心が高まっているということもあるので、引き続き授業に複数体制で取り組めるように継続して委託事業を行っていきたいと考えている。

- 2番（河島紀美恵君）もう1つ、その3の13ページ、事項別明細書278ページの学校施設改修等事業3,000万円で中学校校舎照明設備LED化事業とあるが、この資料では中学校としか書いていないので、終わっているところは補足していくのか、メインでやってここだけかかるのか、大体の割り振りを教えていただきたい。
- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（杉山宏生君）中学校校舎照明設備LED化事業は、来年度については門野中学校の校舎のLED化を考えている。
- 5番（杉本憲也君）その3の9ページ、12ページで学校施設維持補修事業が計上されている。その中で、中学校でも247万円しか学校判断で効果的に実施する経費がなかったり、ちょっと少ないのではないかと思う。これがさらに各学校に割り当てられていくと思うが、1校当たりの予算額はどれぐらいになるのか。
- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（杉山宏生君）学校施設維持補修のいわゆる修繕料であるが、小学校費が1,130万円、中学校費が1,243万円の各学校への割り当てについては、細部の配当はこれから決定していく。令和6年度の配当の実績としては、小学校費では平均で52万円程度、多い学校で75万円、小さい学校で35万円、中学校費では平均で50万円程度、多い学校で75万円、小さい学校で37万円となっている。  
各学校への配当について、基本的には備品とか小さい工事、例えば二、三万円とか、そういったものについては各学校で対応していただくことはあるが、10万円を超えるような大がかりというか、それこそ100万円に近いようなものについては、基本的には配当外の教育総務課のほうで持っているお金で対応させていただいている。各学校で修繕の発注をしても、見積りとか請求の事務手続においては全て教育総務課のほうでやっているの、ある意味、広い目を持っているのは教育総務課かと思っている。無駄のない執行ができるような形で、今のところはそのような配当をしており、来年度については、このところの物価上昇で少し予算額は上がっているが、その辺を加味して配当するかどうかはこれから検討していきたいと思う。
- 5番（杉本憲也君）今おっしゃったように物価高騰が著しい状況で、先に割当額が決まってし

まうと、どうしてもその中でやらなければいけないと先生方もかなり苦勞されるという話も伺うので、流動性でうまくいけるのであれば、しっかりと融通を利かせて、修繕することは多いので、ここはより多く予算を配分していただくようお願いしたいと思う。

もう1つ、情報教育推進事業が12ページと9ページにある。端末の更新をするという説明はずっとあったが、もう少し前に電子黒板についても導入されているかと思う。そろそろそれも更新時期に来ているのではないかと思うが、今回は端末に限っての更新になって、電子黒板については更新がなくて、更新するとすればいつぐらいに検討されているのか。また、一般質問でも、来年度から市の入札の方式が基本的に一般競争入札で、地域要件を課しながら原則ということがあるが、この入札においても、地域振興とかメンテナンス対応の迅速性ということを見ると、地域要件を設けたほうがいいのではないかと私は思っているが、地域要件を設けた中での入札方式になるのかお伺いしたい。

○**教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（杉山宏生君）電子黒板は令和元年度に購入したものが主なものになっていて、確かに故障も出てきているので、順次新しいものに交換はしていきたいと思っているが、来年度については端末の件がかなり大きな要素を占めるので、少し買えれば買おうかなというような形である。今後、クラス数も減ったりするので、そういうものもうまく使いながらやっていきたいと思っている。

端末については、本会議場でも説明したとおり、国の方針に基づいて、今回のGIGAスクールの1人1台端末については県の共同調達で行うことになっていて、既に2月21日に県のほうの入札公告がされており、その中の条件として、電子計算機またはコンピューター用品の営業種目についての参加資格を有すること、システム運用、管理業務及びネットワーク関連業務の実務区分についての参加資格を有すること、また、プライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステム認証資格を有することなどの条件が付されていて、静岡県を含む国内に複数のサポート拠点を有し、総合的に素早いサポートができる者が今回の入札の参加を認められているという形になる。

本案件については、3月議会の最終日の後に、委員会協議会の中でまた改めて説明をさせていただくことになるが、契約金額が議会の議決を得る案件となるので、6月議会にかける予定であるが、万が一、本契約が否決された場合には、この入札は無効になるという形になっている。また、今回の県の入札については、端末を伊東市のほうに配置してもらって、OSが動くところまでは入札の中に入っているが、その後のソフトウェアのインストールとか、アカウントのセッティングとかは別契約で結ぶことになるので、そのときに本体の入札の入札者との連携がうまく取れるような委託がどのように結べるかは、本体契約の結果次第ということで考えている。

- **5番** (杉本憲也君) 今の説明では、6月に購入の部分をやって、設定の部分はまた別契約になるということであるが、この予算額の中に設定の部分までが全部含まれているのか。
- **教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長** (杉山宏生君) 事項別明細書276ページの3の情報教育推進事業において、12委託料の下にシステム設定等委託料があるが、これが先ほど言ったフィルターのソフトとか学習用支援ソフト等をセッティングする委託料で、278ページ、17の備品購入費の機械器具購入費がGIGA端末の購入の金額になっている。
- **5番** (杉本憲也君) ちなみに、この部分は全額国費が財源になっているのか。
- **教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長** (杉山宏生君) 財源については、今回5万5,000円上限の事業費の3分の2が条件に付されており、その部分が恐らく本体が賄えるのではないかとされている。その辺の金額を超えた部分については市のほうで対応となっている。
- **5番** (杉本憲也君) 全国的ないろいろなことを思い浮かべてしまうが、市内産業の振興は、教育費ではあるが、しっかりと視野に入れていただきたいとの思いで質疑しているので、よろしく願います。  
 そしてもう1つ、その3の21ページ、図書館費に関して、本市は条例上、たしか分館があって、大原児童図書館が分館の扱いになっているかと思う。大原児童図書館は今ずっと閉まっているかと思うが、その維持管理費はどのような金額で計上されているのか。また、来年度中、大原児童図書館の再開の見込みはあるのか伺いたい。
- **生涯学習課長** (山下匡弘君) 大原児童図書館は空調施設の故障、老朽化により休館としている。そこで作業を行うこともあり、光熱水費や下水道使用料は予算として計上している。閉まっている代わりとってはなんであるが、児童に対する本のサービスの低下を防ぐため、代替サービスとして生涯学習センター中央会館の第2会議室を児童閲覧室の形で運用している。今、中央会館は臨時休館として休室としているが、工事終了後に再開する予定でいる。大原児童図書館の再開については、中央会館内の児童閲覧室を利用する方の意見も伺いながら、どちらが利用する方の満足感を得られるかという点で考えていきたい。
- **5番** (杉本憲也君) 大原児童図書館の中に蔵書で入っているものについての管理は、そのまま放置ではなくてしっかりとされて、この予算で計上されているということでもいいか。
- **生涯学習課長** (山下匡弘君) 今申した中央会館2階の児童閲覧室の本などを大原児童図書館からも持ってきたりしているので、その意味では第2会議室の児童閲覧室の閉架書庫みたいな取扱いになっている。
- **5番** (杉本憲也君) せっかくあるので、どうするかという方針を新図書館建設もあるのでしっかりと決めていただきたい。

23ページ、文化財調査事業に関して予算計上されているが、仮に宇佐美の臨海テニスコート跡地で発掘調査が始まると、かなり大規模調査になるので、学芸員がかなりそこに割かれるのではないかという心配がある。実は今年度末をもって1人学芸員が退職されるという情報がある。そうすると、その他の発掘調査業務の予算執行に影響が出てしまうのではないか。この学芸員の減員に対してどのような対策を取るのか。

○生涯学習課長（山下匡弘君）宇佐美遺跡の本調査の発掘については、委託により実施することとしており、当課の学芸員は委託業者の行う発掘調査の管理業務への従事となる。発掘調査に毎日従事するわけではないことから、他の発掘調査業務への支障は限定的であると考えている。また、遺跡の発掘に携わる会計年度任用職員の力も活用して発掘調査業務に支障がないよう努めるほか、学芸員の減員に対しては文化財管理センターの職員を中心に当課でも考慮していくが、将来的には学芸員の採用ができないかと考えている。

○5番（杉本憲也君）今、学芸員の話が出て、来年度は何人の学芸員になるのか。

○生涯学習課長（山下匡弘君）2名になる。

○5番（杉本憲也君）これは全体の問題になるので、人材について1年、2年ではスキルが身につくことはないので、早めに対策をしていただきたい。

学校給食費無償化事業の実施ということで、議場でも先ほども質疑があったが、本市の答弁では、この予算立てをするに当たって、継続事業ではない、あくまでも来年やってみましようみたいな形で、これからはしていきますよという政策判断の中でこの予算立てがされたのではないのではないかという議論がずっとされてきた。これはもともとこれから先やっていくぞという意思表示の中での令和7年度の予算立てなのか、もう一回そこを確認させてほしい。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（杉山宏生君）給食費の無償化については、これまでも答弁してきたとおり、給食費を無償化するに当たっての一番の大きな壁、課題はやはり恒久的な財源をどうやって維持するかと考えている。令和7年度は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や、ふるさと伊東応援基金繰入金を活用しながら無償化したが、予算公表後に、小学校については令和8年度に無償化をする方針が国から示された。その内容についても、全額無償化なのか一部定額なのか等の情報はまだはっきり伝わってきていない。その辺の状況を見ながら今後も進めていきたいと思っている。

基本的には子育て支援のものとして学校給食の在り方も考えながら、そこを意識していくということなので、まだ明確に令和8年度以降もとは言えないが、強い意思を持って令和7年度にやっっていこうと考えている。

○5番（杉本憲也君）なかなかそこが、今後もやっていきたいとはっきり言っていたか

ったが、そういうわけでもないのかというところである。本市の答弁として、ずっと給食費は、この事業を行うに当たって本来誰が負担すべきかという議論をしたときに、学校給食法第11条を根拠に、給食費は児童・生徒側が負担するものであるというのが原則だという話をずっとしていたわけではないか。その答弁はずっと残っている。そうすると、今回、給食費無償化をするということ自体は、その11条違反になってしまうのではないかという話にもなりかねないが、本市としては、そうではなくて無償化をしたということであれば、それは11条があるけれども、やはり市を挙げて子供たちを支えていかなければいけないという必要性があるので、予算を捻出して給食無償化をやっていくという政策判断があって、今回たまたま使えるパッケージがあったので使っているけれども、来年度以降についても予算を何とかしてつくり上げるほどの優先実施があるような事業として、市としては考えているのか。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（杉山宏生君）学校給食において、学校給食法の話が出たが、この学校給食法の目的や目標に基づいて給食は行われているのかと思う。適切な栄養摂取による児童・生徒の心身の健全な発達や、学校給食を通じた食に関する理解や判断力の育成を実現するために、学校給食を行っているかと思っている。給食法においては、先ほど委員が言われたように、第11条では設備や人件費については学校設置者で、食材費においては保護者でとなっている。

ただ、私も以前答えておきながら言葉足らずだったが、ただし、自治体がこれを補助することについて、この給食法において妨げるものではないというコメントは文部科学省からも出ている。原則は保護者かと思うが、自治体でやってはいけないということではないので、その辺のことから給食費無償化の判断に至ったかと思っている。いずれにしても、先ほど申したとおり、目的、目標はしっかり大切にしながら、給食の在り方を考えて、さらには保護者の負担も軽減できるような方向性で進めていきたいと思っている。

- 5番**（杉本憲也君）財源をつくってまでやる優先性についてはどう考えているのか。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（杉山宏生君）財源については、やはり財政局と話し合いながらしっかりと進めていただけるように、我々としてもお願いするところかと思っている。

- 教育長**（高橋雄幸君）今、次長から説明があったが、学校給食法第11条第2項に負担は保護者がするという一文がある。解釈は、しなければならないという解釈ではなく、行うことについて違法ではないという判決が出ている。要するに、学校給食は各自治体の判断で保護者の負担軽減を行って構わないと捉えている。財源についても、市の財政状況もあるので、皆さんのいろいろなご意見を聞きながら、議会の皆様のご理解を得ながら、子供たちにとって、保護

者にとってどういう給食が一番いいのかという視点に立ってご議論していただいて、お願いしたいと強く思っている。給食は子供たちの1日の生活の中で非常に重要な時間なので、食育とか栄養についてしっかりと皆さんの協力を得ながら、健やかに育てていただけたらと思っているので、またご協力をいただきたい。

○6番（重岡秀子君）戻って申し訳ないが、その3の22ページの新図書館建設事業については、今までも一般質問や大綱質疑でかなり取り上げられてきて、もう入札を前にしているが、やはり入札に関して気になることがあるので伺いたい。図書館が順調に入札できて建設が進むと仮定したときに、その後の図書館の運営について、一貫して当局は指定管理のほうがスムーズにいく、予算的にも安く済むという説明を繰り返してきたが、入札の時点でそれは全く白紙なのか。セットで考えるまちもあると思うので、その辺をもう一回、まずは伺いたい。

○生涯学習課長（山下匡弘君）令和7年度に行う新図書館の建物の入札と運営に関する指定管理については別である。

○6番（重岡秀子君）新図書館の建設が進んでも、それについては議会も含めて再検討するという合意でいきたいが、やはりそこがはっきりしないと、この図書館建設の予算もなかなか考えにくい。その後のランニングコストの問題、それから、建物はすばらしいがその内容はどうなるかが心配である。

それに絡んで、今までの一般質問などで、図書館が完成する前から図書館協議会のようなものが必要ではないかということに関して、今まで、そういう市民が絡むものが必要だという返事はなく、図書館協議会をつくらないという答弁もあったが、その辺の意図も説明していただきたい。

○教育委員会事務局教育部長（浜野義則君）昨年12月に私が答弁した件だと思うが、図書館協議会をつくらないという答弁はしていないと記憶している。まだ決まっていないので、そこについてはまだつくるといえることは言えないと答弁した。その中で、市民の皆さんから、分館構想も含めて広く意見を聞いていく場は設けると。それが図書館協議会になるのか、また別の場になるか分からないが、今後、まず入札を成功させることを第一として、その後でそういうことも含めてしっかり検討していきたい。

○委員長（篠原峰子君）重岡委員、議題外の内容になっている。

○6番（重岡秀子君）予算の建設事業に絡むので、そこがはっきりしないと考えられないので。ではもう一言、申し訳ない。市民がいろいろ申入れをしたときに、図書館協議会は割と充て職で決まった人が来るので、あまりいい話合いにならないのではないかという意見もあって、市民や私などがなぜそこにこだわるかという、指定管理の運営になったときに、そういう市民の声が届きにくくなるということでそういう申入れがあったのではないかと思う。今日、その

辺についてはきっぱりと切り離して考えるというので、それを信頼して、今後の検討にしていきたい。その辺は十分検討していただきたい。私たちも視察を大分して、やはり直営のところと民間委託のところで市民の関わり方が違うというのも見えてきたので、ぜひその辺はよろしくお願ひしたい。

○5番（杉本憲也君）同じく22ページで伺うが、今回の建設費用の積算根拠に関しては、国の基準を使うと市場価格と乖離があつて前回も不調になつたかなというところがある。国のお金が入ったり、起債をしたりという部分においては、積算根拠としては、どうしても国の基準に基づいた積算根拠で算出した予算額を出さないといけないのか。

○生涯学習課長（山下匡弘君）国費を使うに当たっては、建設費積算については積算の資料となる刊行物に基づいて行う。刊行物に載っていないものは、3社以上の見積りの中から適切なものを選んで積み上げることになっている。

○5番（杉本憲也君）今の話では、載っているものはその金額で、載っていないものは3社以上の見積りになるということだが、今回積算するに当たって、3社以上で見積りを取ったものは結構あるのか。

○生涯学習課長（山下匡弘君）全体の何割が3社以上の見積りかということについてはデータを持ち合わせていない。

○委員長（篠原峰子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○6番（重岡秀子君）私は、今回の予算は反対したいと思う。例えば給食費の無償化などは県内で非常に注目されていて、大体1万人以下のまちがほとんどの中、本市のようにそれなりに大きな市で実現できるのはすばらしいという評価もある。今日の分科会では少し前向きの答弁だったが、国の物価対策の予算でやるから来年は分からないというような答弁ではなく、本当は市長が力を込めて、多少苦勞しても、国の予算がついても半分であっても、本市としては継続するという力強いお言葉を本当は頂きたかった。さっき就学援助のことを言ったが、14%の世帯が就学援助を受けている。実際には貧困の比率は14%ではなく、もっと広く多くの家庭がこの物価高の中で大変な思いをしている。今日は少しほっとしたが、そのことでも少しがっかりした。

あと、宇佐美の認定こども園はこれから答申が出るが、もうその建設予算も基本設計の予算も出ているので、今の時点で私はそれに確信を持って賛成する気持ちになれない。やはりみんなで作る伊東市ということで、図書館の問題に関しても、建物だけではなく、もっとも

つと市民と一緒に図書館の中身も考えていけるような行政でありたいと思う。

今回の予算で考えなければいけないのは福祉文教分科会の部分だけではないが、以上の点から、賛成する気になれないので反対とする。

○委員長（篠原峰子君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第59号中、本分科会所管部分は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（篠原峰子君）挙手多数である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（篠原峰子君）以上をもって日程全部を終了した。

6番 重岡委員は、市議第59号について少数意見を留保するか。

○6番（重岡秀子君）留保する。

○委員長（篠原峰子君）分科会審査報告の案文については正副委員長にご一任願う。

---

○委員長（篠原峰子君）これにて予算・決算特別委員会福祉文教分科会を閉会する。

---

○閉会日時 令和7年3月13日（木）午後3時34分（会議時間2時間57分）

---

以上の記録を認める。

令和7年3月13日

委員長 篠原峰子